

# 令和4年度 男女共同参画に関する企業の取組状況調査結果について

## 【調査の概要】

### (1) 調査の目的

本調査は、呉市内企業の経営者や人事担当責任者に対し、「職場における男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」に関わる意識をお尋ねし、今後の市の施策に反映させることを目的に実施した。（平成19年度より継続実施）

### (2) 調査の設計

- ①調査区域 呉市全域
- ②調査対象 市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業
- ③標本数 315事業所
- ④調査方法 郵送配布・FAX, メール回収
- ⑤調査期間 令和4年8月17日～8月31日  
令和4年9月 7日～9月30日（設問を限定して未回答の事業所へ再度回答依頼）

### (3) 回収結果

A. 発送数	B. 廃業・事務所移転等	C. 回収数	D. 回収率 [C÷(A-B)]
315事業所	5事業所	177事業所	57.1%

※C. 回収数：問1～12（118事業所）問1・7・9のみ（59事業所）

【調査結果】

I 回答事業所における女性の就業状況

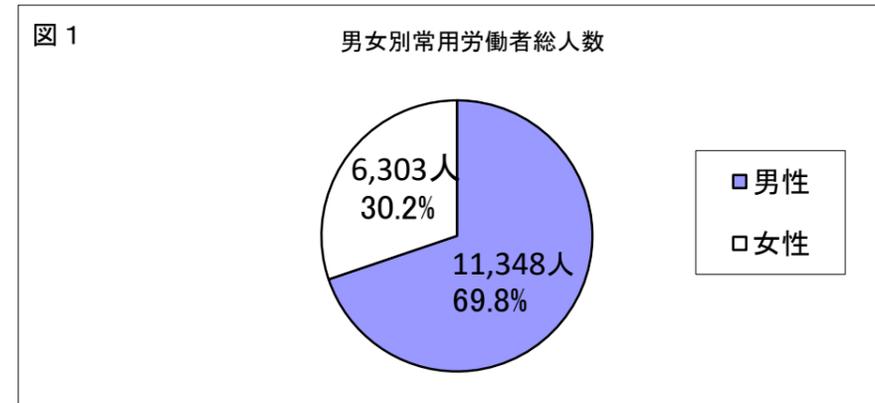
(1) 回答いただいた177事業所の事業内容, 常用労働者総人数, 規模別事業所数

業種別	事業所数	割合(%)	就労人数計	内女性	管理職	内女性	1~30人	31~50人	51~100人	101~300人	301人以上	小計
建設業	19	10.7	761	128	182	4	5	1	2	2	0	10
製造業	54	30.5	5,739	743	705	11	4	8	4	7	5	28
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	2	1.1	195	52	64	3	0	0	0	1	0	1
運輸・郵便業	16	9.0	783	162	78	10	2	2	2	3	0	9
卸売・小売業	18	10.2	754	319	88	2	5	2	0	3	0	10
金融・保険業	9	5.1	197	107	33	4	6	1	1	0	0	8
不動産業・物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学術研究, 専門・技術サービス業	3	1.7	36	5	8	0	0	1	0	0	0	1
宿泊・飲食サービス業	3	2.0	148	93	15	4	2	0	0	1	0	3
生活関連サービス業, 娯楽業	3	2.0	137	23	2	0	1	0	0	1	0	2
教育, 学習支援業	5	2.0	390	165	25	5	0	0	3	1	0	4
医療・福祉	26	14.7	2,191	1,682	148	57	1	0	2	4	3	10
複合サービス業	3	1.7	103	26	9	0	0	0	2	0	0	2
サービス業(他に分類されないもの)	16	9	1,904	523	103	9	7	1	2	2	2	14
合計	177	99.7	13,338	4,028	1,460	109	33	16	18	25	10	102

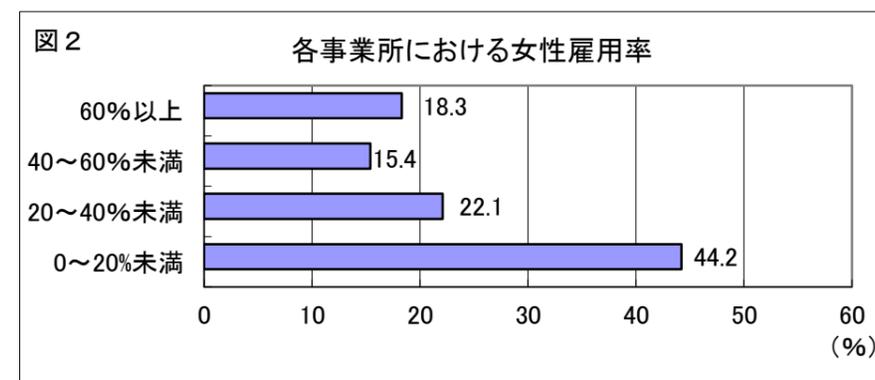
常用労働者総人数とは？

期間の定めなく雇用されている労働者及び一定の期間を定めていても、その雇用期間が反復更新され、事実上定めなく雇用されている労働者の数。(パートタイム労働者を含む。派遣・請負労働者は除く。)

①事業所の常用労働者総人数に占める女性労働者の割合は、30.2%です。(図1)



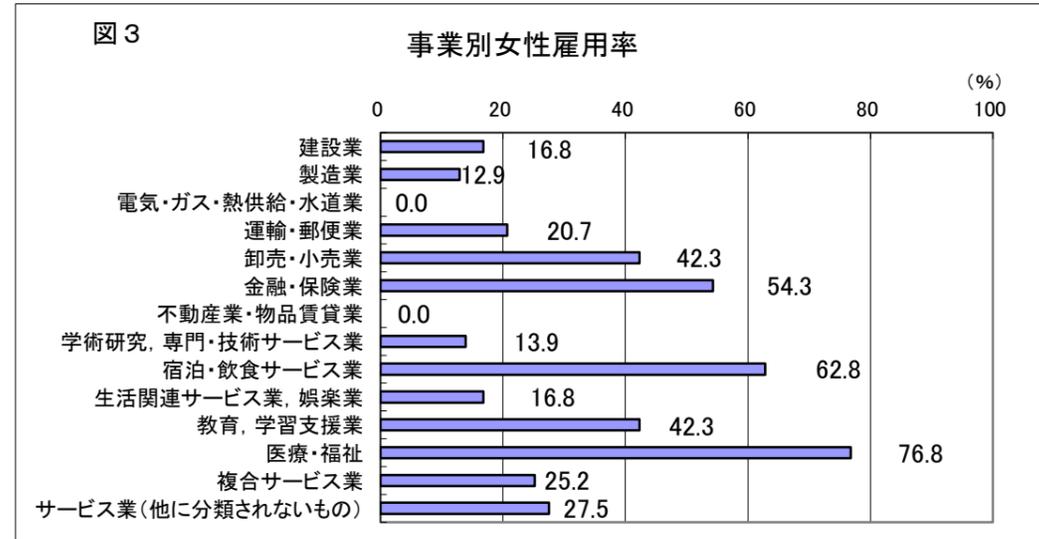
②各事業所における女性の雇用率は、0~20%未満が44.2%と最も多くなっています。(図2)



③女性の雇用率の高い事業内容は、「医療・福祉」が76.8%、「宿泊・飲食サービス業」が62.8%、「金融・保険業」が54.3%、「卸売・小売業」と「教育・学習支援業」がそれぞれ42.3%となっています。

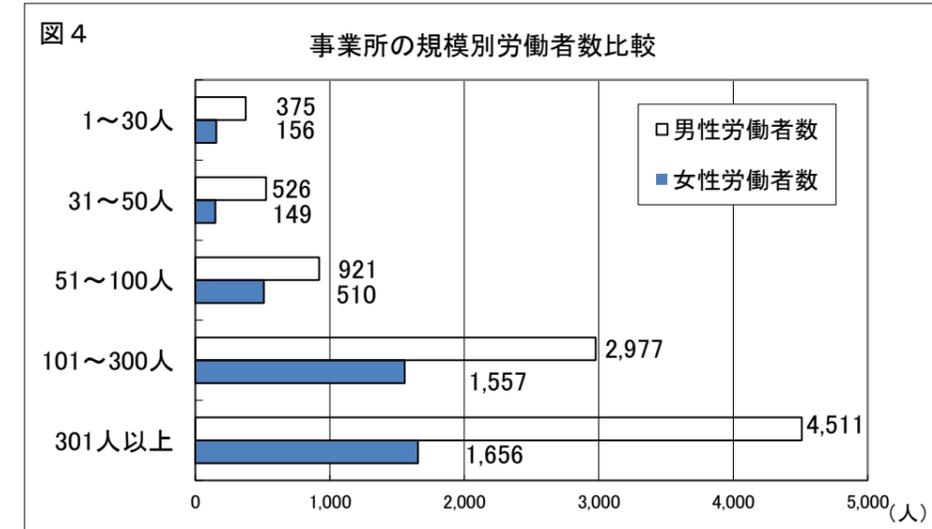
一方、女性の雇用率が低い事業内容は、「製造業」が12.9%、「学術研究, 専門・技術サービス業」が13.9%、「建設業」と「生活関連サービス業, 娯楽業」がそれぞれ16.8%、「運輸・郵便業」が20.7%となっています。(図3)

「電気・ガス・熱供給・水道業」, 「不動産業・物品賃貸業」の回答はありませんでした。



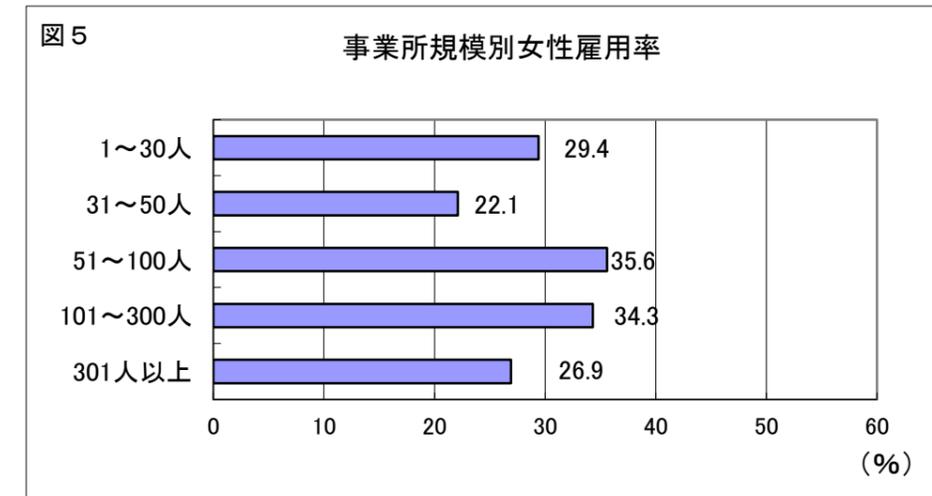
(2) 事業所の規模別男女常用労働者数 (177事業所)

事業所規模	男性労働者数	女性労働者数	合計
1~30人	375	156	531
31~50人	526	149	675
51~100人	921	510	1,431
101~300人	2,977	1,557	4,534
301人以上	4,511	1,656	6,167
合計	9,310	4,028	13,338



①女性常用労働者数が最も多いのは「301人以上」の事業所で、全女性常用労働者数の62.4%です。(図4)

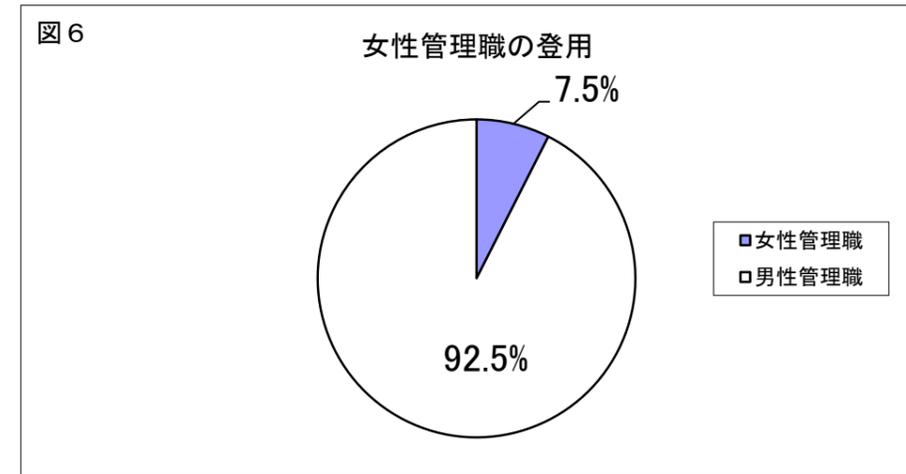
②「事業所規模別の女性雇用率」は、51~100人の規模の事業所が35.6%で最も多く、101~300人の規模の事業所が34.3%、1~30人の規模の事業所が29.4%、301人以上の規模の事業所が26.9%、31~50人規模の事業所が22.1%の順です。(図5)



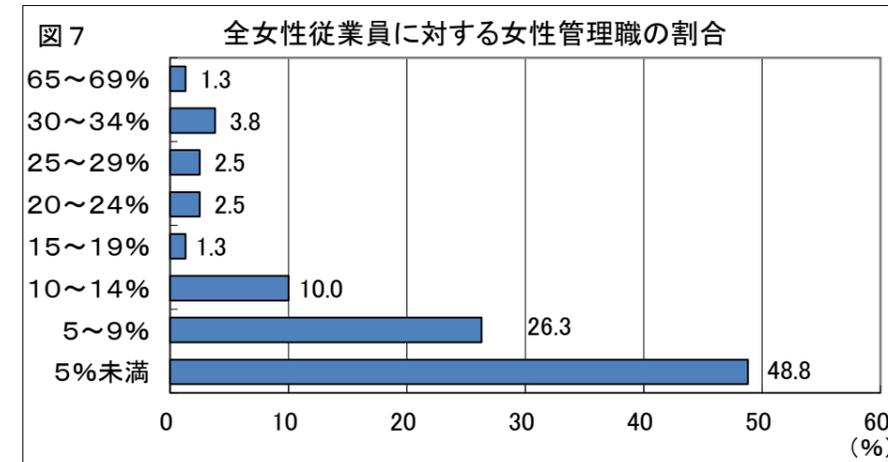
(3) 事業所における女性管理職の登用

①女性を管理職（主に課長クラス以上の職）に登用している事業所は、**177事業所中81事業所で45.8%**、全管理職 1,460人 に対する女性管理職109人の割合は7.5%です。（図6）

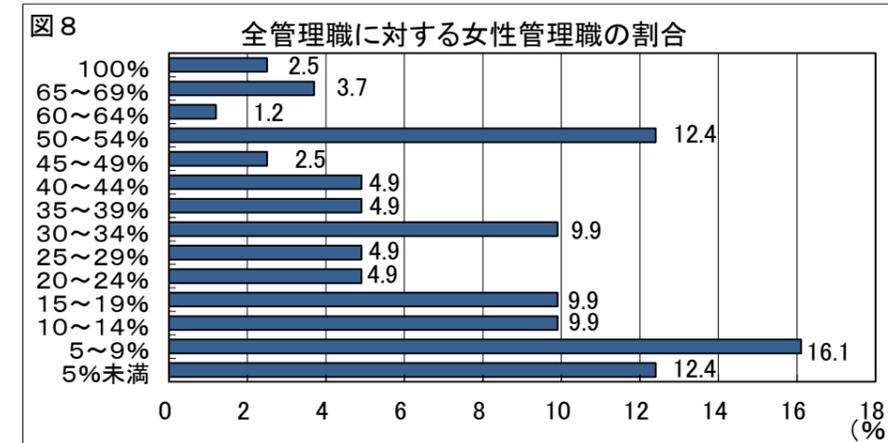
事業内容	管理職数	女性管理職登用数
建設業	182	4
製造業	705	11
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	64	3
運輸・郵便業	78	10
卸売・小売業	88	2
金融・保険業	33	4
不動産業・物品賃貸業	0	0
学術研究，専門・技術サービス業	8	0
宿泊・飲食サービス業	15	4
生活関連サービス業，娯楽業	2	0
教育，学習支援業	25	5
医療・福祉	148	57
複合サービス業	9	0
サービス業（他に分類されないもの）	103	9
合計	1,460	109



②女性を管理職に登用している事業所における「女性従業員に対する女性管理職の割合」は「5%未満」が48.8%と最も多く、つづいて「5～9%」が26.3%です。（図7）



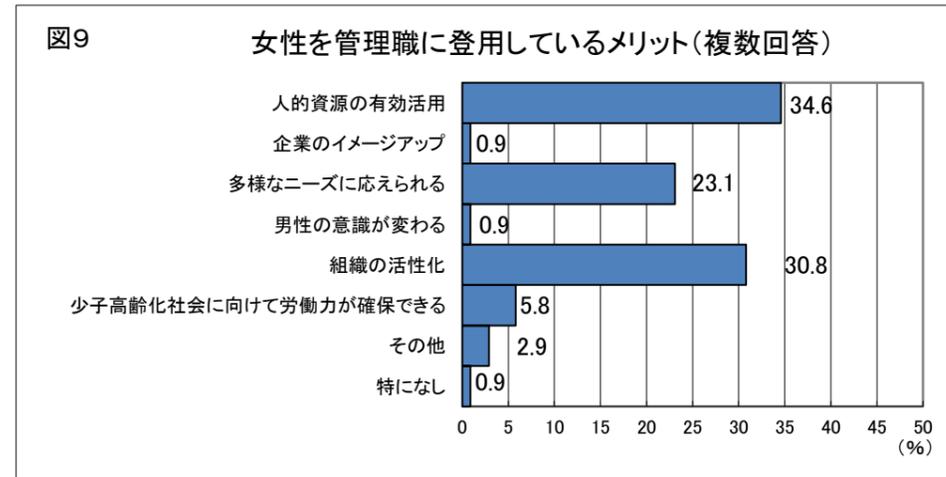
③女性を管理職に登用している事業所における「管理職に対する女性管理職の割合」は「5～9%」が16.1%と最も多く、つづいて「5%未満」及び「50～54%」がそれぞれ12.4%です。（図8）



④女性を管理職に登用している事業所が、女性を活用することについてメリットと  
 思っていることは「人的資源の有効活用」が34.6%で最も多く、つづいて「組織の活  
 性化」が30.8%です。(図9) (回収数118事業所)

その他の意見

- 男性とは違った視点で物事を見ることができる。
- 能力のある者を平等に扱っているだけなのでメリットもデメリットもありません。
- 適材適所。

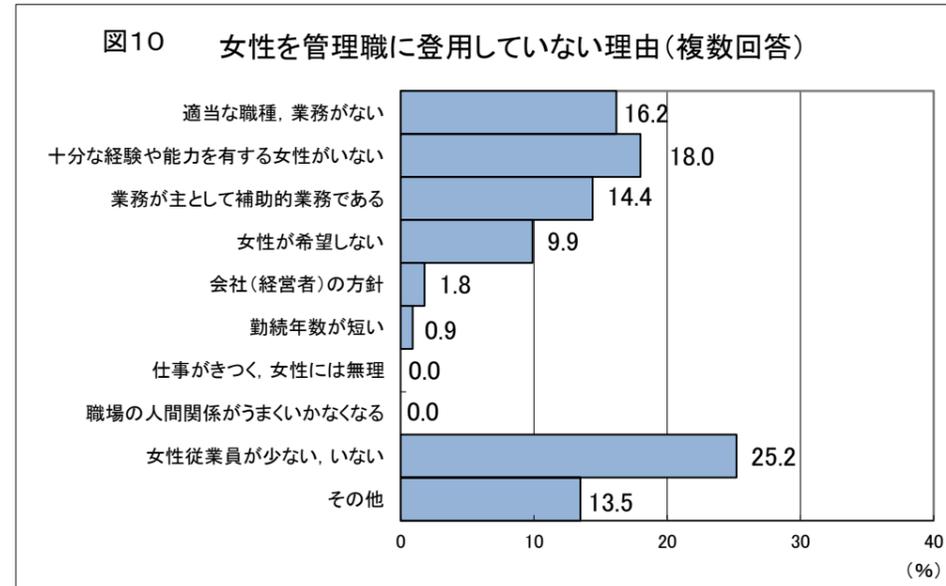


⑤「女性を管理職に登用していない」事業所において、女性を管理職に登用していない  
 理由は、「女性従業員が少ない、いない」が25.2%、「十分な経験や能力を有する女  
 性がいない」が18.0%、「適当な職種、業務がない」が16.2%です。

(図10) (回収数118事業所)

その他の意見

- 全社的には推進しているが閉鎖が決まっておりに対労働な職場となっていない。
- 会社の人事異動により異なります。
- 今後登用の可能性あり。
- ダイバーシティ推進の取組方針で女性管理者割合30%を目標に取り組んでいる。



(4) 女性の能力発揮促進のために行っている取組 (回収数118事業所)

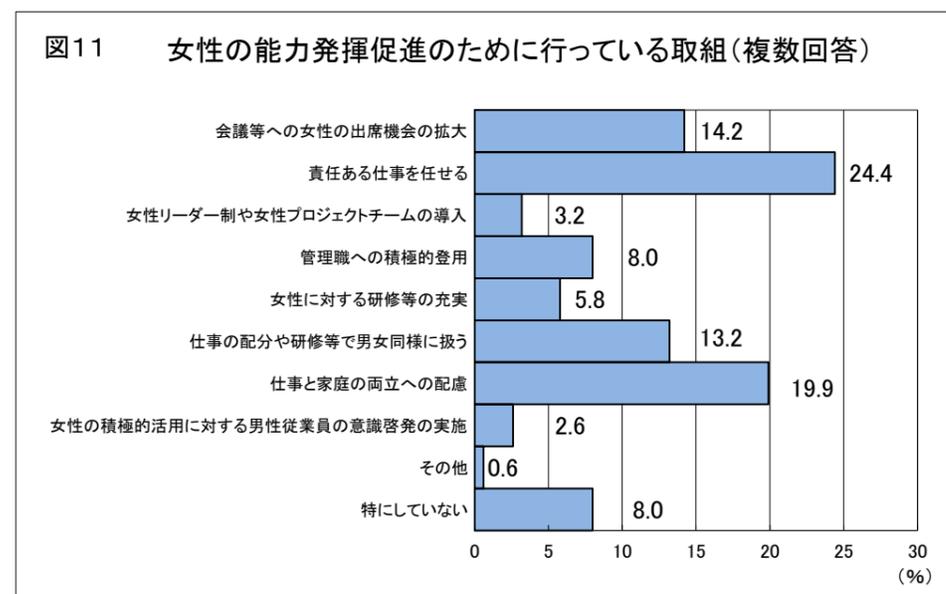
女性の能力発揮促進のために事業所が行っている取組として多いのは、

- 「責任ある仕事を任せる」が24.4%、
- 「仕事と家庭の両立への配慮」が19.9%、
- 「仕事の配分や研修等で男女同様に扱う」が13.2%です。

(図11)

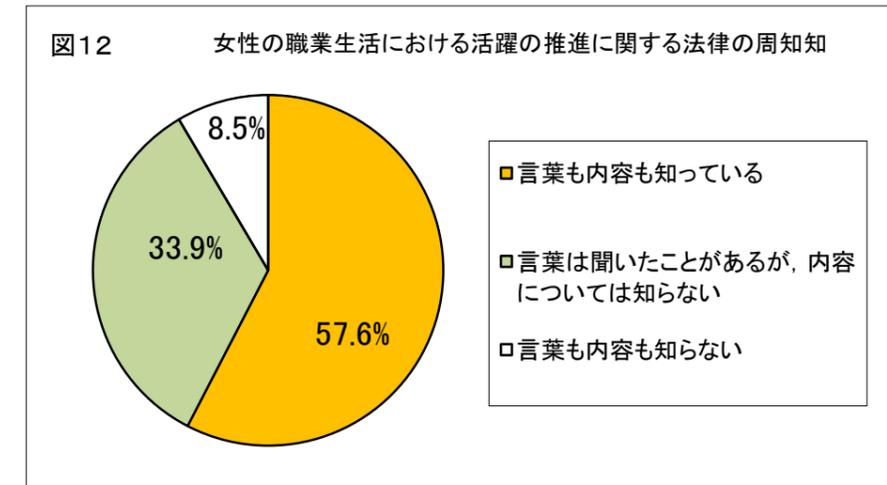
その他の意見

- 特に男女でかえていない。
- ダイバーシティ情報誌の発行、再採用制度、子ども子育て支援。



(5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について (回収数 118 事業所)

「言葉も内容も知っている」が57.6% 「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が33.9%で、言葉の認知度は91.5%となっています。  
(図12)

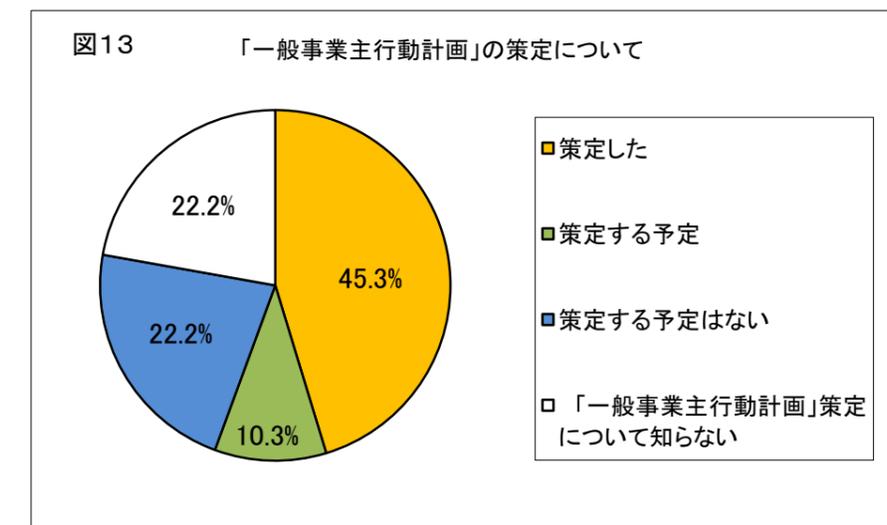


(6) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の策定について (回収数 118 事業所)

「策定した」が45.3%、「策定する予定」が10.3%となっています。  
(図13)

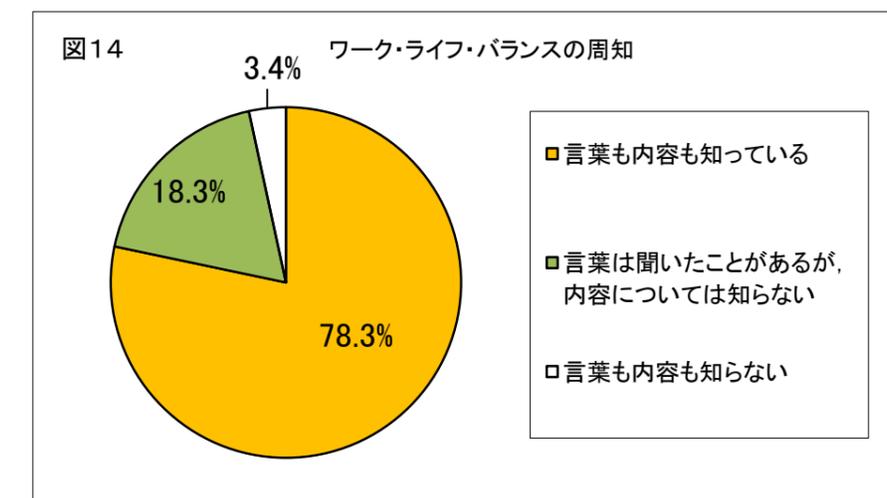
※女性活躍推進法改正に基づき、2022年4月1日から「常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主」も「一般事業主行動計画」の取り組みが義務づけられています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html)  
広島労働局ホームページ



(7) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) について (回収数 118 事業所)

「言葉も内容も知っている」が78.3%、「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が18.3%で、言葉の認知度は96.6%となっています。  
(図14)

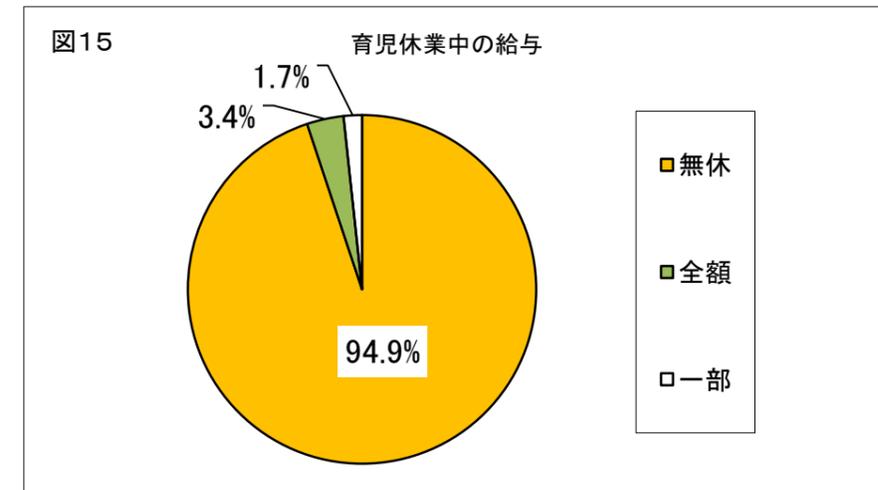


## II 回答事業所における職場環境整備の進捗状況

### (1) 育児休業中の給与について (回収数 118 事業所)

①事業所における「育児休業中の給与」は、無給94.9% (110事業所), 全額支給3.4% (4事業所), 一部支給1.7% (2事業所)です。

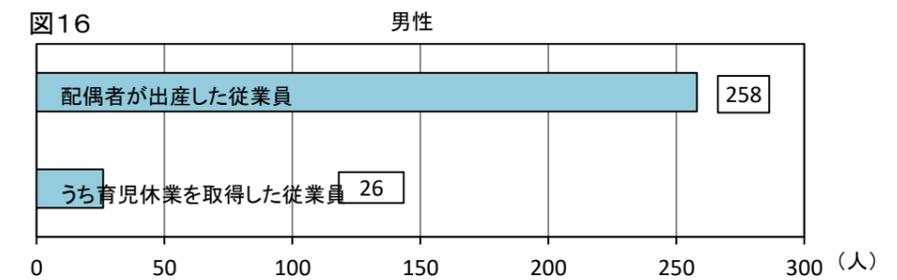
また、一部支給される給与の割合では、1日分と3日以内がそれぞれ1事業所です。  
(図15)



### ②令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に育児休業を取得した人数と割合 (回収数 177 事業所)

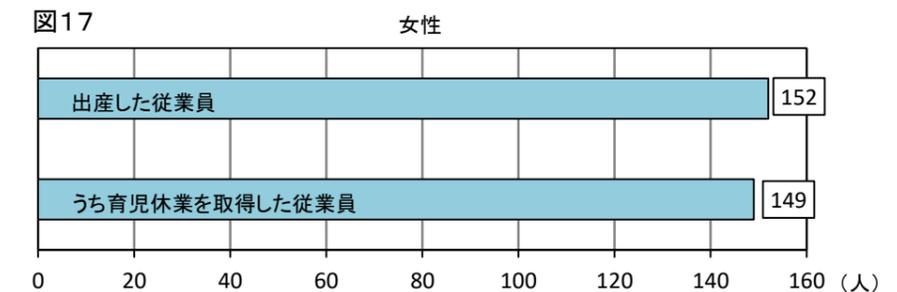
		(人)
男性	配偶者が出産した従業員 (A)	258
	うち育児休業を取得した従業員 (B)	26
	取得率 (B) / (A)	10.1%

(図16)



		(人)
女性	出産した従業員 (A)	152
	うち育児休業を取得した従業員 (B)	149
	取得率 (B) / (A)	98.0%

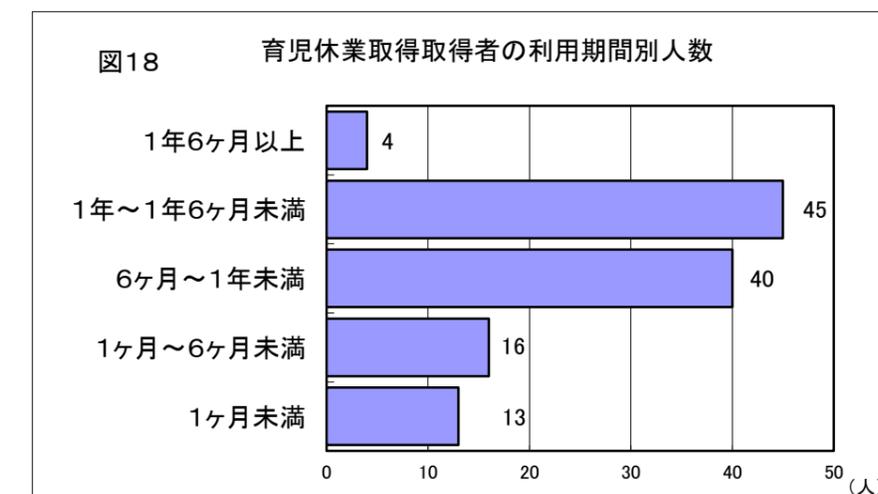
(図17)



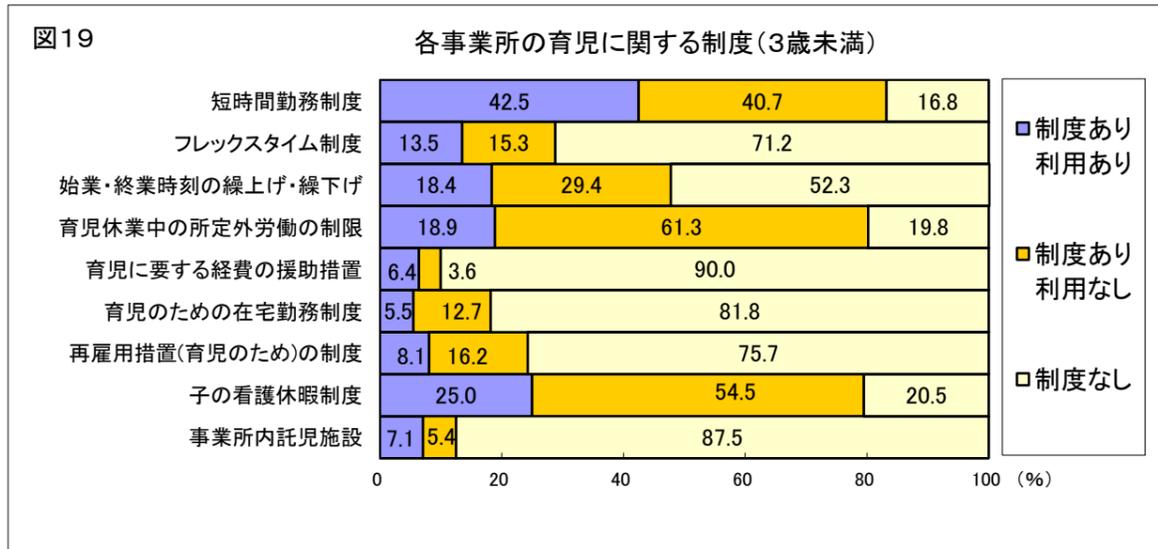
### ③育児休業取得者の利用期間別人数 (回収数 118 事業所)

	1ヶ月未満	1ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上	計
男性従業員	12人	4人	1人	1人	0人	18人
女性従業員	1人	12人	39人	44人	4人	100人
計	13人	16人	40人	45人	4人	118人

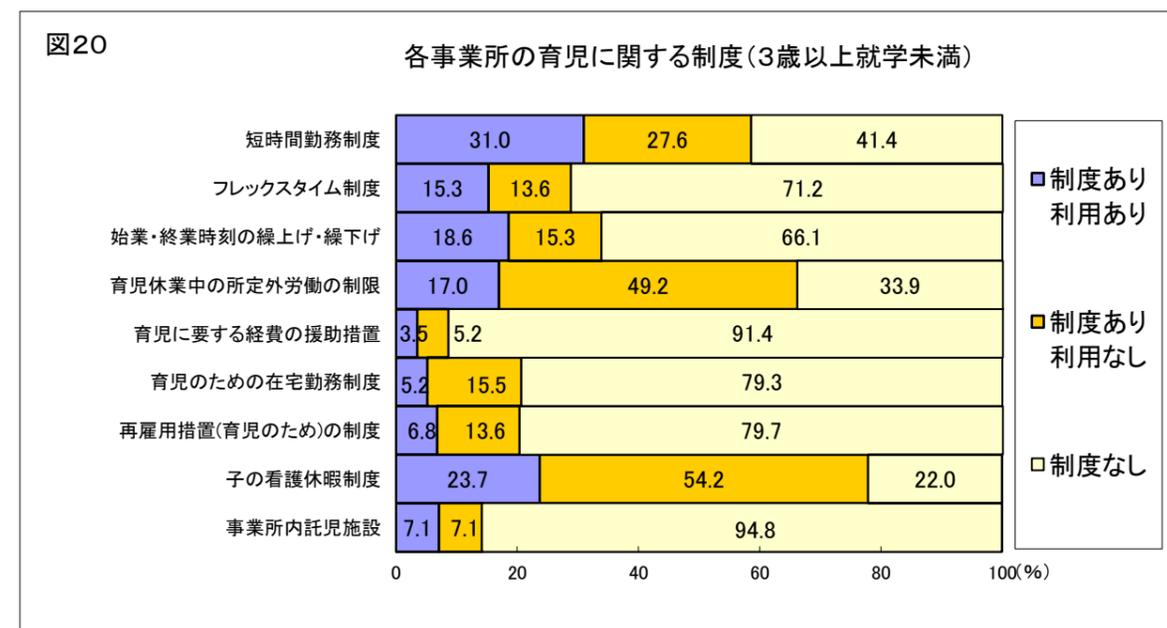
(図18)



④各事業所の育児に関する制度（3歳未満）は、「短時間勤務制度」がある事業所が83.2%、「子の看護休暇制度」がある事業所が79.5%です。（図19）（回収数118事業所）



⑤各事業所の育児に関する制度（3歳以上就学未満）は、「子の看護休暇制度」がある事業所が77.9%、「育児休業中の所定外労働の制限」がある事業所が66.2%です。（図20）（回収数118事業所）

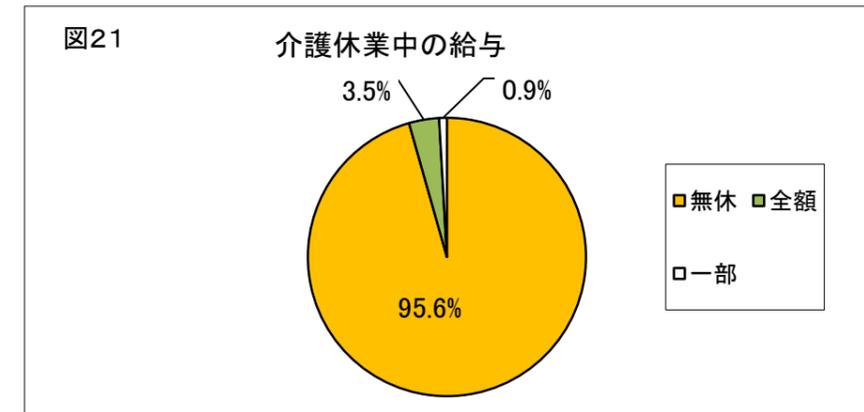


(2) 介護休業中の給与について (回収数 118 事業所)

①事業所における「介護休業中の給与」は、無給 95.6% (110 事業所), 全額支給 3.5% (4 事業所), 一部支給 0.9% (1 事業所) です。

また、一部支給される給与の割合では、20%支給が 1 事業所です。

(図 21)



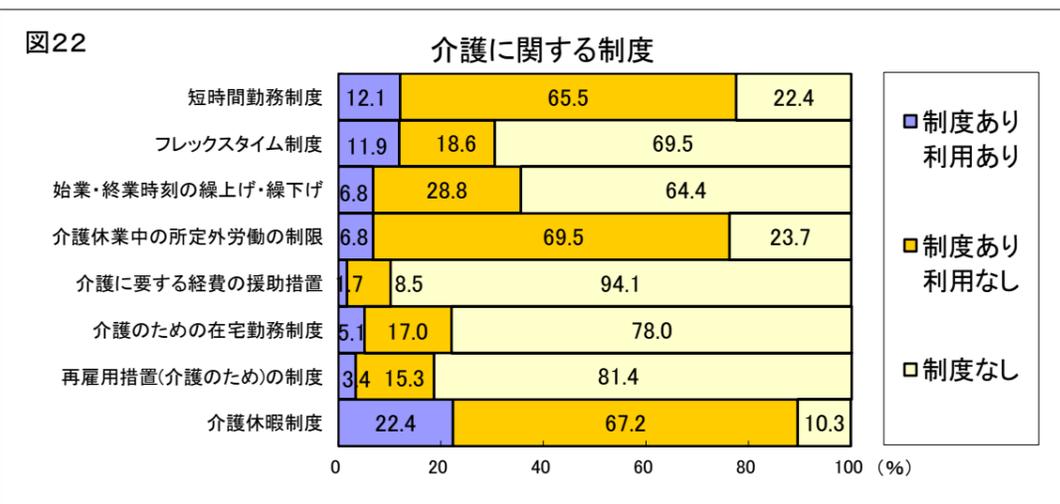
②令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に介護休業を取得した人数

(回収数 177 事業所)

介護休業を取得した男性従業員 (5社)	6人
介護休業を取得した女性従業員 (4社)	5人

③各事業所の介護に関する制度は、「介護休暇制度」がある事業所が 89.6%, 「短時間勤務制度」がある事業所が、77.6%です。

(図 22) (回収数 118 事業所)



(3) 事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策について

「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所に対し国や自治体の支援の充実」が 26.8%, 「保育施設や保育サービスの充実」が 21.9%, 「高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実」が 20.4%, 続いて「仕事と家庭の両立支援に関する情報提供の充実」が 12.1% です。

(図 23) (回収数 118 事業所)

その他の意見  
なし

